

民間活力の導入に関するガイドライン（案）

1 趣旨

(1) 現状

本県では、外部委託に関する方針として「外部委託に係るガイドライン」を策定し、その後もガイドラインの見直しを行いながら、事務事業の外部委託化を進め、民間活力の導入を図ってきました。

民間活力の導入手法については、外部委託以外にもPFIや、指定管理者制度など、民間事業者等の優れた技術やノウハウを活用する方式に多様化が進み、直営との比較も含め、民間活力の導入手法を的確に選択することが必要となっています。

また、厳しい財政状況が続くなか、簡素で効率的な行政運営が求められており、県民のニーズに応じた質の高い公共サービスを提供するためには、民間の持つ豊富な知識や経験の活用が必要となります。

(2) ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を的確に運用するための主要なツールである「オールインワンシステム」において、事務事業の評価、改善等を行うための一つの判断基準として策定します。

○ みえ成果向上サイクルにおけるガイドラインの位置づけ

※事業マネジメントシート（事務事業）に、民間活力の活用に関する判断のチェック欄を設け活用

オールインワンシステムマネジメントシート(事務事業)		判断基準	
総合判断	見直しの視点、見直しの方向	<p>「事務事業見直しの視点」、「事務事業見直しの判断基準」に基づき、事務事業を検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務事業見直しの視点 事業目的の妥当性、県関与の必要性、手段の有効性 手段の効率性(事務事業展開のコスト)、緊急性 ○事務事業見直しの判断基準 事業の廃止、事業の見直し、事業の縮小、事業の統合化、終期の設定、見直しの必要がないもの、拡充 	<p>事務事業の見直しの視点</p> <p>事務事業の見直しの判断基準</p> <p>事務事業の実施 検討 (廃止、拡充含む)</p>
	民間活力の活用	<p>県が直接実施すべき事務事業を除き、民間活力の導入が可能か検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県が直接実施すべき事務事業 法令等の規定、許認可等県が直接公権力を行使、 政策立案や総合調整などの判断、公正性・公平性・緊急性 ○民間活力の導入手法 地方独立行政法人、指定管理者制度、PFI等、外部委託等 	<p>本ガイドライン</p> <p>民間活力導入の 可否及び手法の 検討</p>

2 民間活力の導入に関する基本的な考え方

民間活力の導入にあたっては、以下の視点により検討を行い、順次、その導入を図ることとします。

- サービスの質の向上（適切なサービスの選択と迅速なサービスの実行）
民間事業者等の優れた技術、知識、経験、資金等、民間活力を効果的に活用し、県民のニーズに応じた適切なサービスを迅速に実施することにより、公共サービスの質の向上を図ること。
- 行政運営の効率化（業務の効率化とコストの適正化）
民間活力の導入により、業務執行体制の簡素・効率化を図るとともに、ライフサイクルコスト最適化の観点も踏まえ、経費の削減が図られること。

3 民間活力の導入検討

（1）対象事務事業

県が関与すべき事務事業のうち、県が直接実施すべき次のものを除き、県が実施する全ての事務事業を検討の対象とします。

- ① 法令等の規定により、県が直接実施することとされているもの
- ② 許認可等、県が直接公権力の行使を行うもの
- ③ 政策立案や総合調整など、県自ら判断する必要があるもの
- ④ 上記の他、公正性・公平性・緊急性などの観点から県が直接実施すべきもの

（2）オールインワンシステムによる検討

オールインワンシステムを運用する中で、民間活力導入の可否、導入手法の検討及び検証を行うこととします。

なお、新規の事務事業や公共施設の整備（新設、改修等）等を検討する場合は、事務事業の企画段階から、民間活力の導入について検討を行うこととします。

（3）導入手法の検討

民間活力の導入については、以下の手法から、事務事業内容に応じた適切な手法を選択し、導入の検討を行います。

○ 民間活力の導入手法一覧

	導入手法		対象業務	根拠法令	詳細マニュアル等
1	地方独立行政法人		地方独立行政法人法に規定された業務	地方独立行政法人法	
2	指定管理者制度		公の施設の管理運営業務	地方自治法	指定管理者制度に関する取扱要綱
3	PFI等	PFI	PFI法に基づく公共施設等の整備一体発注業務	PFI法	PFI導入マニュアル
		PFI的手法	PFIの事業方式を活用した、公共施設等の整備一体発注業務	地方自治法	
4	外部委託等	委託	個々の業務、一体の業務	地方自治法	
		人材派遣		(公共サービス改革法) 労働者派遣法	

4 民間活力の導入に係る留意点

民間活力の導入にあたっては、以下の点に留意のうえ、計画的に推進することとします。

(1) コスト比較

県が直接実施する場合と民間活力を導入する場合とのコスト比較について、サービスの質の向上を図る観点に留意したうえで、事業期間全体におけるライフサイクルコストの最適化の視点も踏まえ、人件費相当額を含めた費用で比較検討を行い、事業総体としての効率性が拡大するか否かについて検討するものとします。

- ① 直接実施する場合のコスト算出計算例：「事業費＋人件費相当額※」
- ② 民間活力を導入化する場合のコスト算出計算例：「委託料＋委託の執行に要する経費（事業費＋人件費相当額）」

※人件費相当額は、給与、雇用主負担（共済費等）、退職手当相当額などの総計。

(2) 民間事業者等の状況の把握

民間活力を導入するにあたっては、どのような相手方が望ましいかの観点から、相手方となり得る民間事業者、地域の団体、NPO等について、業務遂行能力、法令遵守の状況、障がい者雇用の取組状況等について把握するとともに、新たな団体等の発掘にも努めるものとします。

(3) 競争性の確保

民間事業者等の選定については、合理的な理由がなく、相手先の長期固定化、業務の独占などが生じないように、競争性をもった選定手続きをとるものとします。

また、相手先を特定している業務については、可能な限り業務内容等の見直しを行ったうえで、競争性のある方法により選定を行うとともに、引き続き、特定の者と契約等をする場合にあっては、その理由を明確にしておくなど競争性を確保しておくものとします。

(4) 効率的、効果的な選定手法の活用

効率化と併せ、サービスの質の向上を図る観点から、民間事業者等の創意工夫のある提案を求める企画提案コンペ方式、価格以外の要素も含めて契約先等を決定する総合評価方式による発注手法も積極的に活用するものとします。

(5) サービスの質の確保

民間活力を導入する事務事業内容によっては、発注段階にサービスの具体的水準を定め、サービス内容が適正に確保されるよう性能発注を行い、サービスレベルに関する協定を締結するなど、サービスの質の確保に努めるものとします。

(6) 責任の所在の明確化

あらかじめ県と民間事業者等との責任の範囲を明確にしておくとともに、定期的実施状況等の確認を行い、問題のある場合は、契約の解除や損害賠償請求を行うこととするなど、契約条項においてサービスの精度、確実性、信憑性を担保するとともに、責任の所在を明確にするものとします。

(7) 機密性の保持

個人情報の保護、機密性の保持等が必要な場合は、あらかじめ契約条項に業務上知り得た情報の漏えい防止などを明記するとともに、受託者にも個人情報の保護などの重要性を認識させ、管理に関する責任の所在を明確にしておくものとします。

(8) 情報の提供

民間活力等の導入状況について、透明性、公明性を確保するため、必要に応じ、その選定過程から実施状況、監視・検証といった各段階における情報をホームページ等により公開するとともに、民間活力の導入結果等、具体的な成果についても広く県民等へ情報提供するものとします。

(9) モニタリング及び検証

民間活力の導入によりサービスの水準や事務事業の効率性が低下しないよう、民間事業者等の実施状況について、現地における調査や利用者アンケートなどの方法により継続的に管理監督を行うモニタリング体制を整備することとします。

また、モニタリングにより把握した事務事業の実施状況については、単に履行確認にとどまることなく、民間活力の導入によるサービスの向上や経費の削減などについて把握するとともに、第三者による意見を反映するなど、その課題についても検証を行い、適切な検証が行われる体制づくりに努めるものとします。

5 民間活力の導入手法

(1) 地方独立行政法人

地域において確実に実施されることが必要な事務事業であって、必ずしも地方公共団体自らが主体となって直接に実施する必要のないもののうち、企業等に委ねた場合には確実な実施が確保されないおそれのあるものを効果的・効率的に行わせることを目的として地方公共団体が設立する法人のこと。

《検討対象事務事業》

地方独立行政法人法に限定列举された事務事業について、地方独立行政法人制度の目的を踏まえ、効果的・効率的な事務事業の実施が図られる場合は、制度の導入を検討することとします。

(検討事項等)

- 導入を検討する業務の範囲（※地方独立行政法人法において限定的に規定）

対 象 業 務
試験研究
大学又は高等専門学校を設置及び運営
公営企業（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）
社会福祉事業
公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理 ・介護保険法第8条第27項に規定する介護老人施設 ・会議場施設、展示施設又は見本市市場施設であって総務省令で定める規模以上のもの

- 地方独立行政法人制度の目的を踏まえ、法人化により人事管理の柔軟な運用や財務管理の弾力運用を通じ、県が直接実施するよりも効果的、効率的に事務事業の実施が図られるものについて導入を検討。

(2) 指定管理者制度

公の施設の管理運営について、民間の能力を活用し、サービスの向上や経費の削減を図るため、法人その他の団体であって県が指定する民間企業等にその施設の管理運営を委任すること。

《検討対象事務事業》

法律により、県が直接管理を行うこととされている施設以外の公の施設の管理運営業務について、サービスの質の向上や経費の削減が図られる場合は、制度の導入を検討することとします。

(検討事項等)

- 施設の設置目的に沿って、その有効活用など施設の効用が最大限に発揮されるとともに、県がめざす施策の実現に寄与すること。
- 利用者の利便性の向上や事業内容の充実など、県民へのサービスの質の向上が図られること。
- 効率的な運営により経費の削減が図られること。
- 新たに公の施設を設置する場合は、指定管理者制度の導入について、検討を行うこと。
- 公の施設の管理運営業務にPFIによる公共施設等運営権を設定する場合は、指定管理者の指定も併せて行うこと。

→ 具体的な指定管理者制度の運用手続き等については、別に定める「指定管理者制度に関する取扱要綱」等に基づき行います。

(3) PFI等

①PFI

公共施設等を整備する際に、PFI法に規定された手続きにより民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、設計、建設、改修、更新や維持管理運営など、一連の業務を一体的に民間企業等に委託し、低廉かつ良好なサービスを提供すること。

《検討対象事務事業》

新たに公共施設等の整備や既存施設の改修等を行うにあたり、民間の資金や優れた経営能力の活用によりVFM (Value for Money) が達成される場合は、PFIによる事業の実施を検討することとします。

(検討事項等)

- PFI導入を検討する公共施設等の整備事業 (※PFI法に規定)

公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道
公用施設	庁舎、宿舍
公益的施設	賃貸住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街
その他施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設、船舶、航空機等の輸送施設、人工衛星

- P F I 事業の推進を図るため、P F I 法に定められた公共施設等の整備事業のうち、一定金額以上の事業費が見込まれるものについては、総務部との協議を事前に行うこと。
- P F I 事業の導入手順は、①P F I 事業として実施する可能性がある事業の発案、②P F I 導入可能性調査の実施、③P F I 事業を実施する事業者の選定、④P F I 事業の実施の手順で実施され、事業の発案から事業者の選定（契約締結）までに2年程度の期間を要することから、事業の進捗管理に留意すること。
- P F I 事業の実施に関し、民間事業者からの事業実施の提案及び提案への回答が義務づけられていることから、民間提案が行われた場合は、その提案内容を吟味し、事業化について検討を行うこと。
- 施設の管理運営業務において、施設利用者から徴収する利用料金収入により独立採算が可能な場合は、P F I（公共施設等運営権）により施設の管理運営業務を民間に委託することを検討すること。（※公共施設等運営権を設定する施設が公の施設の場合は、指定管理者制度も同時に導入）

→ 具体的な P F I の導入検討については、別に定める「P F I 導入マニュアル」に基づき行います。

② P F I 的手法

P F I の事業方式を活用した官民協働による公共施設等の整備手法のこと。

《検討対象事務事業》

新たに公共施設等の整備や既存施設の改修等を行う場合。

(検討事項等)

- P F I、P F I 的手法については、事業実施の手続きがP F I 法に基づくか否かの違いはあるが、いずれも、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等を行うものであり、公共施設等の整備や改修等を行う場合は、P F I 等の導入を検討すること。
- 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した官民協働による公共施設等の整備等を行う場合は、資金調達の方法や民間との役割分担の違いから様々な事業方式が存在することから、公共施設等の整備内容や補助金等の有無等を勘案し、整備内容に応じた最適な方式を選択すること。

○事業類型による区分

事業収入の構造の違いにより以下の3つに区分

- ・サービス購入型：民間事業者等が施設の整備を行い、地方公共団体がサービス対価の支払により投資を回収
- ・独立採算型：採算が取れる事業において、民間事業者等が施設の整備を行い、利用者からの料金収入により投資を回収
- ・ミックス型：サービス購入型と独立採算型を合わせた形態

○事業方式による区分

資金調達、管理運営者、所有権の移転時期等により、以下のとおり区分

実施形態		事業方式	資金調達	整備 (設計・建設)	管理運営	所有		
						運営中	終了後	
発注単位区 分の変更	施設の 新設・移転等	DB	公共	民間	公共	公共	公共	
		DBO	公共	民間	民間	公共	公共	
BTO		民間	民間	民間	公共	公共		
BOT		民間	民間	民間	民間	公共		
BOO		民間	民間	民間	民間	民間		
リース		民間又は 公共	民間又は 公共	民間	民間又は 公共	民間又は 公共		
発注・入札・ 契約方式の 変更		既存施設の 改修等	RO	民間	民間	民間	公共	公共
			RTO	民間	民間	民間	公共	公共
			ROT	民間	民間	民間	民間	公共
		管理・運営	維持管理	公共	公共	民間	公共	公共

- ・DB (Design Build) : 民間が設計、建設を一括して実施。資金調達、施設の所有運営は公共が実施する方式。
- ・DBO (Design Build Operate) : 民間が設計、建設、運営、維持管理を一括して実施。資金調達、施設の所有は公共が実施する方式。
- ・BTO (Build Transfer Operate) : 民間が資金調達、設計、建設を行った後、所有権を公共に移転したうえで、民間が運営、維持管理を実施する方式。
- ・BOT (Build Operate Transfer) : 民間が資金調達、設計、建設し、一定期間、民間が運営、維持管理を実施した後、所有権を公共に移転する方式。
- ・BOO (Build Own Operate) : 民間が資金調達、設計、建設し、民間が運営する方式。事業終了後も所有権を公共に移転しない。
- ・RO (Rehabilitate Operate) : 民間が資金調達、改修し、民間が運営する方式。施設を改修するか新設するかの違いはあるが、事業方式としては、BTO、BOTと同じ。

→ 具体的なPFIの導入検討については、別に定める「PFI導入マニュアル」に基づき行います。

(4) 外部委託等

①委託

県が行政責任を果たす上で、必要となる監督権などを留保しつつ、その事務を民間事業者、外部の団体及び個人などに委託すること。

なお、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(公共サービス改革法)に基づき、官民競争入札等を実施する場合は、市場化テストという。

《検討対象事務事業》

○外部委託を検討する主な業務の種類

ア 定型的業務

データ管理業務、統計・調査業務、アンケート業務、窓口サービス業務、
収納・給付・融資業務など

イ 公共施設管理・運營業務

庁舎等維持管理業務、県管理施設管理運營業務など

ウ イベント等企画運営に関する業務

イベント・研修会・講習会、職員研修、広報・啓発等の企画・運營業務な
ど

エ 専門的な知識や技術を要する業務

設計・測量業務、用地買収業務、公共工事の現場監督に関する業務、検査
業務、技術指導・訓練業務、調査委託業務、債権回収業務など

オ 高度な知識・技術を要し、技術革新が早い業務

情報化関連業務、試験研究・分析業務など

○業務の単位

委託を行う業務の単位としては、個々の業務のほか、共通又は類似の業務を集約したり、企画から運営といった一連の業務を対象としたりするなど、効率的な発注単位について検討を行います。

○委託先の検討

委託先について、事務事業の目的に沿った効果が最大限に発揮されるよう、民間事業者や外部の団体、個人等、幅広く検討を行うこととします。

(検討事項等)

- 県が直接実施する場合に比べ、人件費等を含む経費の節減が可能かどうか比較、検討すること。
- あらかじめ県と委託先との責任の範囲を明確にしておくとともに、業務の履行過程における県の管理監督についても明確にしておくこと。
- 公権力の行使や政策立案など県が直接実施すべき事務事業であっても、それに付随する定型的業務などは、細分化しての委託も検討すること。
- 異なる事務事業においても、類似した業務を一括りにしたり、窓口業務全体を委託したりするなど、業務を包括的に取りまとめたうえでの委託も検討すること。
- 一連の業務をプロセスに分けて、個々の業務が委託可能かについての検討も行うこと。
- 委託先の選定について、資格要件の設定等により、事務事業の目的に沿った効果が期待できる委託先を検討すること。

②人材派遣

県が直接実施する事務事業において、その事務事業の実施に必要な労働者を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)に基づき労働者派遣事業者からの派遣を受け、県の指示下において、業務に従事させること。

《検討対象事務事業》

労働者派遣法施行令に規定される専門的な知識、技術又は経験を必要とする28業務に該当する業務、または1年以内の有期プロジェクト、定期的な繁忙期を有する業務については、人材派遣の活用を検討することとします。

(検討事項等)

- 業務範囲に制限のない自由化業務については、派遣労働者の受入期間が原則1年までと規定されており、受入期間が限定されていることに留意する。(最長3年まで延長が可能。ただし、延長する場合は労働組合との協議が必要)
- 専門的な知識や技術が必要とされる、労働者派遣法施行令に規定された28業務については、受入期間に限度はないが、その業務範囲が規定されている。(業務範囲は政令により規定され、範囲外の付随業務は10%以内に制限する必要あり)

(労働者派遣法施行令に規定される28業務)

情報処理システム開発、機械設計、放送機器等操作、放送番組等演出、事務用機器操作、通訳・翻訳・速記、秘書、ファイリング、調査、財務処理、貿易取引文書作成、デモンストレーション、添乗、建築物清掃、建築設備運転・点検・整備、室内・受付、駐車場管理等、研究開発、事業の実施体制の企画・立案、書籍等の製作・編集、広告デザイン、インテリアコーディネーター、アナウンサー、OA インストラクション、テレマーケティングの営業、セールスエンジニアの営業・金融商品の営業関係、放送番組等における大道具・小道具、水道施設等の設備運転等

- 労働者派遣法の趣旨から、一般事務職への安易な導入は行わない。